

車いすの固定時の対応に係る  
運転者への教育は十分か

車いすの固定等に係る  
国民の理解は十分か

路線バス乗車時に車いすを固定しないことが  
事故につながるおそれがあることについて、  
乗務員、旅客、車いす使用者等は認識しているのか

車いす使用者に係る事故について、現行の事故報告基準<sup>(※)</sup>で、  
行政が十分把握できているのか

※自動車事故報告規則第2条第7号の規定により、国交省への事故報告を要する  
車内事故は、旅客が11日以上医師の治療を要する傷害を受けたものに限られている。